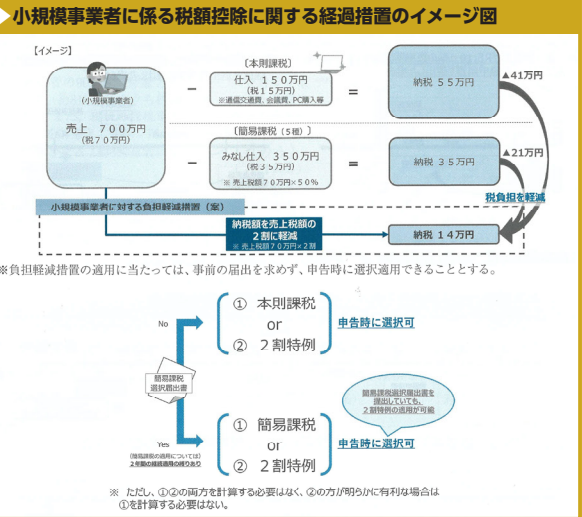


小規模事業者への負担軽減措置

インボイス制度に関する

Start Invoice Oct. 2023

いよいよ来月(10月)からインボイス制度が始まりますね。
 令和5年度の税制改正により、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)として課税事業者となった場合に、インボイス制度の開始から3年間、その納付税額を売上げ税額の2割とすることができる経過措置が設けられました。



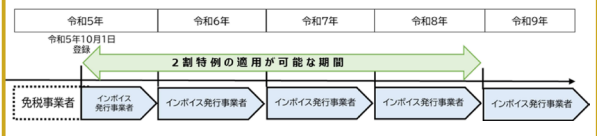
この2割特例制度は、事前に届け出は必要なく、消費税申告時に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用されます。この2割特例は、業種にかかわらず選択できますので、簡易課税を選択している事業者についても申告時に有利な方で申告することができます。

2割特例制度はインボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方が対象で、例えば、以下のいずれかに該当する場合などは、適用できません。

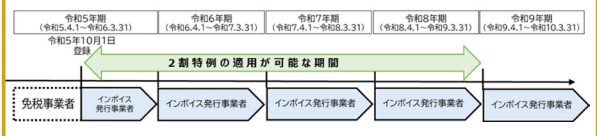
- ① 適格請求書発行事業者でない課税事業者
 - ② 次に掲げる場合などに該当し、課税事業者となるもの
 - 基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者の方
 - 資本金1千万円以上の新設法人
 - 調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方
- ▶上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。

▶免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受ける場合
 令和5年分(10月から12月分)の申告から令和8年分(10月から12月分)の申告までの計4回の申告が適用対象範囲となります。



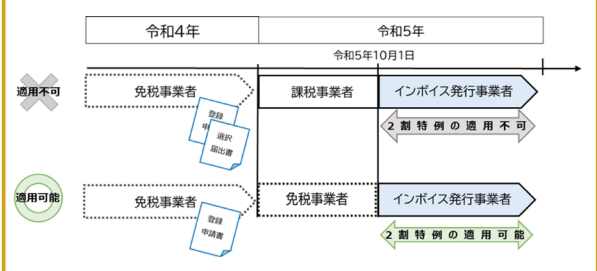
▶免税事業者である3月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合
 令和5年10月から令和6年3月の申告から令和8年9月の申告までの計4回の申告が適用対象範囲となります。



令和5年10月1日の属する課税期間において課税事業者であったとしても、その後の課税期間にかかわる基準期間における課税売上高が1千万円以下の課税期間については、原則として2割特例の適用を受けることができます。

個人事業者で令和4年中にインボイス制度の登録を行う際、課税事業者選択届出書も同時に提出した場合、令和5年1月1日より課税事業者となっているので2割特例の適用を受けることができません。そのため、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を令和5年12月31日までに提出することで消費税課税事業者の選択届け出の効力を失わせる措置が設けられており、令和5年10月1日以降の2割特例の適用が可能となります。

例 令和4年12月に消費税課税事業者選択届出書と合わせて適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、令和5年1月から消費税の課税事業者となった個人事業者



文●セブンセンス税理士法人 マネージャー 神谷 香織

SSG Topics エンタメ

新卒社員がアレコレ質問 「先輩社員インタビュー記事」公開中!

今年入社の新卒社員による先輩社員インタビュー記事を、弊グループの公式noteで公開しました。こちらのインタビューは新人研修の一環で行っており、毎度、グループ内でも「グループの理解がより深まった」という声があがる企画になります。今回も、新卒社員が気になる「アレコレ」を質問しておりますので、ぜひご覧ください! 「セブンセンス note」で検索!

最新記事はこちらから

年度の折り返しとなる10月。物価上昇など様々な話題のあるなか、物流業界でひととき大きな動きがスタートします。運輸大手のヤマト運輸は、本年度中に、郵便受け投函型配送サービス「クロネコDM便」「ネコポス」の配送業務を、日本郵便へ業務委託すると発表。両社は2023年6月19日に合意をしました。まず2023年10月から、「ネコポス」が順次サービスを終了。日本郵政の営業網を使った新サービスに段階的に移行します。

電撃的な提携、そして両社の歴史的な流れを考えると衝撃をもって受け止められました。

対立の端緒は、日本郵政が独占的に取り扱うことができる「信書」。1980年代、宅急便の荷物の中に手紙が入っていたことを郵政監察局から警告を受けて以来、ヤマト運輸側は問題を提起。あいまいな「信書」の定義をただしたり、ヤマト運輸も信書を取り扱えば、競争で料金が安くなると規制緩和も訴え続けていました。

しかし「信書」配達のための門戸は開かれませんが、宅配便市場ではNo.1になったヤマト運輸ですが、チラシやDMを送る「メール便」タイプの事業の売り上げも徐々に小さくなっていきました。

さらに追い討ちをかけたのは、昨今の人手不足問題です。郵政は手紙などの「信書」の配達に長けていますが、それには荷物の宅配とは別のノウハウやリソースが必要です。「ポスト投函型サービスは郵政にはかなわない」とヤマト首脳が漏らしたほどです。

人手不足で、主力の宅配便事業以外に事業資源を思うように投入することはできません。日本郵政と協業してリソースを活用しあうことで、さらに大きな波になるであろう「2024年問題」の解決にも取り組みます。

人手不足が生んだ歴史的な和解。これからのサービスがどうなるのか、注目されるところです。

business partnership



A~Dに入る数字を足すといくつになるでしょう？
解答は、次月号に掲載します。

4		<input type="text"/>			8	1
	2				6	4
9		1		7	5	
	3		6	8		<input type="text"/>
		5			1	
			4	2		7
		2		3		4
	4		5			9
1		8		<input type="text"/>	<input type="text"/>	5

解答欄 + + + = 合計

8月号の答え + + + = 合計 18

先達に学ぶ。

「お金より大切な
学び続けること」

マリー・キュリー
(物理学者・化学者)



物理と化学の分野でノーベル賞を2度受賞したことがある研究者、マリー・キュリー。キュリー夫人という呼び名でも知られている。

1867年にポーランドで5人兄弟の末っ子として生まれたマリー。しかし家が貧しかったことから、高校進学は叶わなかった。それでも家庭教師として働きながら自主的に勉強を続け、24歳でフランスに移住。パリのソルボンヌ大学に入学した。

フランスに移住してからは、屋根裏部屋で生活しながら勉学に励んでいた。そこでも熱心な研究を重ね、物理学と数理学の教員免許を取得。その後27歳でピエール・キュリーと出会い、翌年に結婚した。マリーは出産、育児を行いながら、夫と共に放射現象を研究。物質自体が放射線を出すことを、マリーは放射能と名付けた。

36歳のとき、マリーはピエールと、もう一人研究者と共同でノーベル物理学賞を受賞。同年にマリーは物理学の博士論文の審査に合格した。しかし、マリーが39歳のときに、ピエールが交通事故で亡くなる。悲しみに暮れながらもマリーはその後も放射能の研究を続けた。ラジウムとポロニウムという新しい放射性物質を発見し、それらを抽出した功績が認められ、44歳でノーベル化学賞を受賞した。

ラジウム精製の方法を見つけたとき、マリーは特許を取得していない。それにより莫大なお金を得なかった代わりに、その後の放射線治療の発展に貢献した。マリーは「人生最大の報酬は、知的活動そのものです」という言葉を残している。お金よりも大事な、学び続ける意欲が、多くの患者の命を救ったのだらう。

Book Review
今月の一冊

リモートワークの最前線
海外拠点との事業構築法

- 著：中小企業DX推進研究会
- 協力：渡辺さち、沖室晃平 (GoGlobal株式会社)
- 出版社：金融ブックス
- 価格：1,980円(税込)
- 発売中

海外進出は、もはや資本力のある大企業だけの施策ではありません。海外雇用代行により、海外に拠点を置き、リモートワーク中心に業務を進め成長する秘訣を解き明かします。人材不足解消、事業の成長、海外市場の開拓、海外サプライチェーンの構築など、海外拠点を検討しておられる経営者の方々におすすめです。 kinyubooks.co.jp



今月、この日に何があった？



2013年9月6日
宮崎駿氏が監督引退の記者会見

引退会見は、宮崎監督のほか、鈴木敏夫プロデューサーも同席。海外メディアを含め、600人を超えるメディアが押しかけた。「長編アニメーションではなくとも、やってみたいことや試したいことがいろいろあります」。記者会見で配布された引退の辞の一説。引退理由としては体力の問題を挙げ、「年を追うごとに時間がかかる。人に任せる方法は自分のやりかたでは難しい」と述べた。しかし会見後も「本当に引退したのか？」という声は絶えなかった。そして2023年、一切の宣伝なしで新作「君たちはどう生きるか」が上映、ファンを楽しませ唸らせている。